

一般社団法人 国立医療学会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人国立医療学会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都目黒区に置く。

(目的)

第3条 当法人は、国立高度専門医療研究センター、国立健康危機管理研究機構、国立ハンセン病療養所、独立行政法人国立病院機構等に勤務する会員の資質の向上、医療の進歩発展、教育並びに研究の促進を図り、もって国民医療の向上に資すること及び会員の相互親睦に寄与することを目的とし、次の事業を行う。

- (1) 学会、研究会、講習会等の開催
- (2) 機関誌等の発行
- (3) 国民医療の発展向上に関する調査、研究及びその褒賞
- (4) 関係諸団体との連携及び交流事業
- (5) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、当法人ホームページにて行う。

(基金の総額)

第5条 当法人の基金の総額は、金3百万円とする。

(基金の返還)

第6条 拠出された基金は、基金拠出契約に定める期日まで返還しない。

(基金の返還方法)

第7条 基金は、社員総会において返還すべき基金の総額について議決を経た後、理事会が決定したところに従って返還する。

第2章 会員

(入会)

第8条 当法人の目的に賛同し、入会した者を会員とする。

2 会員になろうとするものは、当法人所定の様式による申込みをし、理事長の承認を得るものとする。

3 会員の種類は以下の通りとする

- (1) 正会員 第3条に規定する機関に勤務し、当法人の目的に賛同する個人、又は理事長が特に指定する個人
- (2) 名誉会員 当法人に顕著な功労があった者で、理事会の推薦に基づき、総会の承認を得た個人
- (3) 賛助会員 当法人の事業を賛助する個人又は団体

(会費)

第9条 正会員及び賛助会員は別に定める会費を納入しなければならない。

2 名誉会員は、会費を納入することを要しない。

3 納入された会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

(退会)

第10条 会員が退会しようとするときは、退会届を理事長に提出しなければならない。

2 前項の場合のほか、会員は次に掲げる事由により退会する。

(1) 総社員の同意

(2) 本人の死亡又は失踪

(3) 1年以上会費を滞納したとき

(4) 理事長が会員として適当でないと認める者

(除名)

第11条 会員が、当法人の名誉を著しく毀損し、又は当法人の趣旨目的に反する行為をしたとき、ならびに本定款及び諸規則に定める会員としての義務を遵守しなかったときは、総会において会員総数の議決権の4分の3以上の賛成を得て議決した決議により、当該会員を除名することができる。

(失効及び再入会)

第12条 会員が、第9条第1項に規定する会費の納入を期限までに履行しないときは、他の手続きによることなく本条により会員資格を失効するものとする。

2 前項により会員資格を失効された会員は、所定の手続きにより再入会を申し出ることができる。

第3章 評議員

(評議員及び定数)

第13条 当法人には、正会員の中から選任された25名以上55名以内の評議員を置く。

(評議員の選任)

第14条 評議員は、正会員の中から以下の基準により選任される。

(1) 当法人の正会員であり、正会員の中から選ばれた者。

(2) 特に理事会から推薦があり、社員総会の承認が得られた者。

(評議員の任期)

第15条 評議員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 前項によらず、補充によって選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了すべき時までとする。

(評議員の職務)

第16条 評議員は評議員会を組織し、理事会の提示する議案について評議する。

2 前項に関することは別に定める。

第4章 役員

(役員及び定数)

第17条 当法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 22名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とし、2名以内を副理事長とする。
- 3 理事と監事は、兼任することができない。

(役員を選任)

第18条 理事は、評議員の互選により選任し、監事は評議員会において選任する。

- 2 理事長は、理事会において理事の互選により選任する。
- 3 副理事長は、理事長が理事の中から指名する。

(役員の任期)

第19条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項によらず、補充によって選任された役員の任期は、退任した役員の任期の満了すべき時までとする。

(役員の職務)

第20条 理事長は、当法人を代表し、業務を統括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときはその職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を組織し、当法人の業務の執行を決定する。
- 4 監事は、当法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する職務を行う。
- (1) 法人の財産の状況を監査すること
 - (2) 財産の状況又は業務の執行についての不正の事実を発見したときは、これを理事会及び総会に報告すること
 - (3) 前号の報告をするため必要があるときには、総会を招集すること

(役員報酬)

第21条 役員は無報酬とする。

- 2 前項にかかわらず、会員以外から起用した理事及び監事については理事会で定める報酬を支払うことができる。

(役員解任)

第22条 役員は、当法人の役員たるに反する行為があったとき、又は特別の事情のあるときは、任期中といえども評議員会の議決により当該役員を解任できる。

第5章 社員

(社員の資格)

第23条 当法人の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・一般財団法人法」という。）上の社員は、理事、監事、評議員をもって構成する。

- 2 社員となるには当法人所定の様式による申込みをし、理事長の承認を得るものとする。
- 3 第3条に規定する機関を退職する社員は、正会員の資格を喪失すると共に、社員の資格を喪失する。

第6章 会議

(理事会)

第24条 理事会は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上開催する。

2 理事会は、理事長が招集する。

3 理事会の議長は、理事長又は副理事長とする。

4 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことはできない。

5 理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決する。

6 議決事項について、理事の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなす。

7 理事会の議事については、法令に定めるところにより議事録を作成し、理事長及び監事は、これに記名押印しなければならない。

第7章 計算

(事業年度)

第25条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

附 則

(施行期日)

この定款は、平成19年6月1日から施行する。

附 則 (平成21年6月5日改正)

(施行期日)

この定款は、平成21年6月5日から施行する。

附 則 (平成21年10月23日改正)

(施行期日)

この定款は、平成21年10月23日から施行する。

附 則 (平成22年11月26日改正)

(施行期日)

この定款は、平成22年11月26日から施行する。

附 則 (平成27年6月5日改正)

(施行期日)

この定款は、平成27年6月5日から施行する。

附 則 (令和7年2月14日改正)

(施行期日)

この定款は、令和7年4月1日から施行する。